

6月は土砂災害防止月間

崖崩れや地すべりなどの土砂災害は、一瞬のうちに尊い命や財産を奪います。



万が一に備え、各町内で防災訓練の実施や土砂災害の危険箇所・避難経路を確認するとともに、大雨の際には土砂災害の避難目安となる「土砂災害警戒情報」に注意してください。県の「土砂災害警戒情報システム」(インターネットで「新潟 土砂災害」と検索)で、土砂災害情報を知ることができます。

また、山や崖などで異常を見つけたときは、問い合わせ先へ連絡してください。

●河川海岸砂防課(☎025・520・5780)、各総合事務所、上越地域振興局妙高砂防事務所(☎0255・72・4142)

日本赤十字社に加入を

日本赤十字社では、国内外の被災地において、医療



救護活動や救護物資の配付、義援金の募集・受け付けなど、さまざまな活動を行っています。これらの活動を支援するため、日本赤十字社への加入のご協力をお願いします。

戦没者などのご遺族の皆さんへ 第12回特別弔慰金を支給します

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを



受ける人がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金(額面27万5千円、5年償還の記名国債)を支給します。

- 1 弔慰金受給権者
- 2 戦没者などの子
- 3 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹※戦没者などの死亡当時、生計関係を有しているなど

の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 1〜3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪等)※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

●6月上旬に前回受給者の世帯へご案内します 閩福祉課(☎025・520・5693)、または各総合事務所



避難行動要支援者名簿への登録を

災害時の



安否確認や避難所までの誘導などの支援を迅速かつ円滑に行うため、支援が必要な人の登録を行っています。名簿は町内会や警察署、消防署、地域包括支援センターなどに提供し、災害時における避難支援に役立てます。登録を希望する人は手続きが必要です。

●本人や家族の支援だけでは避難所へ行くことが困難な在宅の人で、次のいずれかに当てはまる人

- ・65歳以上の人のみの世帯
- ・介護保険で要介護3以上の認定者、障害のある人、難病のある人など

●地域の民生委員・児童委員を経由して登録申請書を提出してください。※登録には個人情報の取り扱いに関する同意の記載が必要です 閩生活援護課(☎025・520・5697)

地域支え合い事業を実施しています

各地域自治区(28区)に通いの場を設け、高齢者の閉じこもり予防や交流、生きがいづくり、介護予防などを目的とした「すこやかサロ



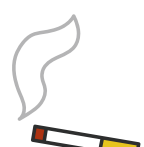
ン」や「介護予防教室」を実施しています。



5月31日は世界禁煙デー 〜5月31日〜6月6日は禁煙週間〜

●たばこと健康

喫煙は、脳卒中や心臓病など、さまざまな生活習慣病の発症や多くのがんの原因になることが明らかです。たばこの煙にさらされる受動喫煙によって非喫煙者の健康に悪影響を与えることも問題となっています。



自分のため、そして周りの人のためにも禁煙に取り組んでみませんか。

●禁煙に向けた強い味方「禁煙外来」

禁煙は、自力でも可能ですが、禁煙治療を受けた方が、比較的安価で楽に成功できると言われていきます。禁煙年数などにより保険も適用されます。禁煙の成功に向けて禁煙外来をご利用ください。※県内の禁煙外来のある医療機関は、「健康にいがた21」ホームページで確認してください

